

株式会社ジェイ・エス・ビー 定 款

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ジェイ・エス・ビーと称し、英文では J. S. B. Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1). 経営および不動産投資・運用に関するコンサルティング業
- (2). 不動産の賃貸借および管理ならびに不動産の売買および賃貸借の代理・斡旋・仲介業務
- (3). 留学志望者に対する国外での留学先の紹介ならびに留学手続きの代行業務
- (4). 外国人学生に対する国内での留学先および住居の紹介業務
- (5). マンション管理およびビル管理ならびにアセットマネジメント・プロパティマネジメント業務
- (6). 損害保険の代理店業務ならびに生命保険の代理業務
- (7). 建築に関する企画、設計、施工および監理に関する業務
- (8). 住宅関連機器、電気製品、空調設備機器、給排水衛生設備、浄水・空気清浄等環境関連機器、防犯・防災関連機器、図書、医薬品、日用品雑貨、食料品、衣料品、化粧品、美容用品、健康グッズ、アクセサリ、袋物、電話・通信機器・家庭用電気製品の企画開発ならびに販売・レンタル・リース業務
- (9). 通信販売業務
- (10). 不動産の評価、鑑定業務
- (11). 図書の出版業務
- (12). 旅行代理店業務
- (13). 団体旅行・コンサート・展覧会の企画、運営業務
- (14). コンピューターネットワークによる通信システムに係るシステムインテグレーション業務
- (15). インターネット利用のためのコンピューターおよび周辺機器販売、保守管理業務
- (16). インターネットによる情報提供および情報処理業務
- (17). インターネットによる提供情報の企画、立案の制作
- (18). インターネット接続サービス業
- (19). 集合住宅用入退出管理業務機器の設計、施工、販売、保守業務
- (20). 集合住宅用インターホン機器の設計、施工、販売、保守業務
- (21). 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資運用業および投資助言・代理業
- (22). 米国法（アメリカ各州における）に基づくゼネラルパートナーシップ（無限責任を負う共同企業体）、リミテッドパートナーシップ（有限責任を負う共同企業体）を日本国内およびアメリカ全土において設立し、その設立・維持・消滅の代行業務
- (23). 米国内の既存ゼネラルパートナーシップ、リミテッドパートナーシップへの参加者募集業務ならびに投資業務
- (24). 不動産特定共同事業法に基づく、不動産小口商品の販売業務

- (25). 有価証券の売買、保有、運用および投資業務
- (26). 担保不動産の評価業務
- (27). 融資および融資斡旋、保証ならびに代行業務
- (28). 次の業務を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配、管理すること。
 - (1)債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業務
 - (2)特定金銭債権の管理又は回収を行う業務であって、債権管理回収業に該当しないもの
- (29). 健康食品および健康機器の企画、販売ならびに輸出入業務
- (30). 環境整備保護に関する研究・開発・企画・コンサルティングおよび環境衛生に関する機器の販売
- (31). 美術品の輸出入および販売業務
- (32). 高齢者用住宅および介護施設の経営等の福祉事業、ならびに福祉施設に関する運営技術の供与
- (33). 旅館業、ホテル業、ゲストハウス等の宿泊施設の企画、経営および運営受託ならびにこれらのコンサルティング業務
- (34). 外国人留学生に対し語学教育を行うための学校運営
- (35). 電力、ガス、水道、排出権等のエネルギー商品の調達、販売、提供
- (36). 一括受電サービスおよびディマンドレスポンスサービスの提供、導入支援
- (37). エネルギーマネジメントシステムにおける可視化サービスの提供、導入支援
- (38). 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1). 取締役会
- (2). 監査役
- (3). 監査役会
- (4). 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して、これを行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、32,296,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1). 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2). 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3). 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎年1月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役会長または代表取締役社長が招集する。代表取締役会長および代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、代表取締役会長または代表取締役社長が議長となる。代表取締役会長および代表取締役社長に事故があるときには、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人が代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当社の取締役は、15 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議により、代表取締役会長、代表取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き代表取締役会長または代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役会長および代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 31 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当会社は監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て取締役会の決議により定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 1 1 月 1 日から翌年 1 0 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等)

第 45 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

2 当会社は、毎年 1 0 月 3 1 日または 4 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「配当」という。）を行うことができる。

3 当会社は、前項に定める場合のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

4 当会社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金の除斥期間)

第 46 条 金銭による剰余金の配当金（以下「配当金」という。）が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には利息はつけない。

付 頁

作成	平成	2年	7月19日
変更	平成	2年10月27日	
変更	平成	2年12月6日	
変更	平成	4年5月29日	
変更	平成	4年9月10日	
変更	平成	12年5月1日	
変更	平成	15年5月2日	
変更	平成	16年12月24日	
変更	平成	17年4月28日	
変更	平成	17年12月5日	
変更	平成	17年12月24日	
変更	平成	18年12月25日	
変更	平成	21年4月13日	
変更	平成	21年9月30日	
変更	平成	21年10月1日	
変更	平成	21年11月1日	
変更	平成	21年12月25日	
変更	平成	25年1月29日	
変更	平成	26年1月30日	
変更	平成	27年1月29日	
変更	平成	28年1月27日	
変更	平成	29年1月27日	
変更	平成	29年5月26日	
変更	令和	2年5月1日	